

# 11月30日(いいみらい)は「年金の日」です!!

厚生労働省では、「国民お一人お一人、『ねんきんネット』等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日を「年金の日」としています。

『ねんきんネット』をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録から様々な条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。



日本年金機構  
ホームページ

## 年金生活者支援給付金制度のご案内

所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。対象者の方には、日本年金機構より封筒が届きます。お早めに提出してください。

※現在、給付金を受け取られている方のお手続きは不要です。

給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092



お問い合わせ：名護年金事務所 ☎0980-52-2522 自動音声 ①番▶②番  
村民課 年金係 ☎966-1205

## 2023年漁業センサスにご協力をお願いします!

農林水産省は、令和5年11月1日現在で「2023年漁業センサス」を実施します。

調査員が訪問し調査票をお届けしますので、ご回答をお願いします。なお、スマートフォン等を利用したオンラインでの回答も可能です。回答内容は、統計を作成するのみに使われます。

「漁業センサス」は、漁業の現状を知り、将来を考えるための大切な調査です。ご協力をお願いします。



漁業センサス

お問い合わせ：企画課 ☎966-1201

## 産前産後期間の保険税が免除されます!

令和6年1月1日から出産する国保被保険者の国保税のうち、所得割額と均等割額が免除になります。

**届出** 免除を受けるためには、原則、世帯主が届け出る必要があります。

**免除期間** 単胎妊娠の場合：出産予定月(または出産月)の前月から4か月

多胎妊娠の場合：出産予定月(または出産月)の3か月前から6か月

例：■の月が免除

| 出産予定月<br>(または出産月) | 令和5年 |      |      | 令和6年 |      |    |      |    |    |
|-------------------|------|------|------|------|------|----|------|----|----|
|                   | 10月  | 11月  | 12月  | 1月   | 2月   | 3月 | 4月   | 5月 | 6月 |
| 令和5年11月           |      | ■ 出産 |      | ■    |      |    |      |    |    |
| 令和5年12月           |      |      | ■ 出産 | ■    | ■    |    |      |    |    |
| 令和6年 2月           |      |      |      | ■    | ■ 出産 | ■  | ■    |    |    |
| 令和6年 4月<br>(多胎妊娠) |      |      |      | ■    | ■    | ■  | ■ 出産 | ■  | ■  |

お問い合わせ：健康保険課 ☎966-1217